



①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)
一般社団法人 日本在宅介護協会	介護サービスの多様な選択の推進～介護サービスにおける新たな市場創造、働き方改革、生産性向上への挑戦～	日本在宅介護協会 ・会員法人:238社 ・東京都に本社を置く会員法人:87社 ・東京都に事業所を有する会員法人:93社 ・東京都内事業所数1,206カ所	<p><パーソナルスタッフ制度(仮称)の導入[継続的なチームケア制度の導入]> (1)制度概要 訪問介護サービスにおいて、「利用者ファースト」を徹底し、「外国語スキル保有」や「郷土料理の調理ができる」等、利用者・家族から要望のあったスタイルに対応可能なスタッフを含む複数名で継続的なチームケアを行う。 チーム編成(シフト調整等)にかかるコスト分を利用者から徴収し、その料金をスタッフの処遇改善に充てる。</p> <p>(2)手法・実施スキーム ・事業者ごとに対応可能なスタイル・料金を設定。重要事項説明書により利用者へ説明し、同意を得る。 ・利用者は希望するスタイルをオーダー。事業者は利用者からの要望(スタイル)に対応可能なスタッフを含むチームを編成する(3名程度)。 ・事業者は毎月、当制度の満足度について評価を行い、改善を図る。 ・事業者は徴収した料金を、対応したスタッフの給与に反映させる。</p> <p><時間帯指定制度等の導入> (1)制度概要 訪問介護における食事介助や通所介護における送迎時の[利用者都合による時間指定]に対する「時間指定料金」や農業・漁業の繁忙期や年末年始やお盆等、人材確保が困難な時期の「繁忙期料金」を設定し、当該時間・時期における人材確保を図る。また、サービス種類ごとに設定できる割引率を日時に応じてできるように改定する。</p> <p>(2)手法・実施スキーム ①時間指定制度の導入 [訪問介護] ・事業者は「混雑時間帯」「時間指定料金」「閑散割引時間帯」を設定可能とし、重要事項説明書により利用者へ説明し、同意を得る。 ※現行制度上、割引料金を申請した場合、全時間が対象となるが、時間料金の柔軟化を行い、利用者の多様な選択を実現する。 ・事業者は時間指定料金を反映した給与を設定し、混雑時間帯の人材確保を図る。 ・利用者から混雑時間帯に時間を指定したサービスの依頼があった場合は、当該時間のサービス提供を行い、「時間帯指定料金」を徴収、もしくは「閑散時間帯割引」を行う。 [通所介護] ・事業者は「送迎時間指定料金」を設定し、重要事項説明書により利用者へ説明し、同意を得る。 ・利用者から時間を指定した送迎の依頼があった場合は、サービス提供時間に影響のないことを確認したうえで提供可否を判断する。時間指定での送迎を行った場合は「送迎時間指定料金」を徴収する。</p> <p>②繁忙期料金の導入 ・事業者は「繁忙期」「繁忙期料金」を設定し、重要事項説明書により利用者へ説明し同意を得る。 ・事業者は繁忙期料金を反映した給与を設定し、繁忙期の人材確保を図る。 ・利用者から繁忙期にサービス提供の依頼があった場合は、サービス提供を行い、「繁忙期指定料金」を徴収する。</p> <p><保険内・外サービスの同時一体的提供> (1)制度概要 訪問介護における同居家族分の洗濯・調理・買い物等(介護保険外サービス)や、通所介護利用中の買い物支援(介護保険外サービス)を介護保険内サービスと同時に一体的に提供し、サービスにかかる時間・労力を削減、効率的な運用を図る。</p> <p>(2)手法・実施スキーム ・事業者は同時一体的に行うサービスの内容・料金について、重要事項説明書により利用者へ説明する。 ・同時一体的に行うサービスについては、居宅介護支援事業所を含めたサービス担当者会議でその内容を決定し、居宅サービス計画及び介護計画に位置付け、利用者の同意を得る。 [訪問介護] ・サービス実施報告書には、保険内外双方のサービス記録を行う。 [通所介護] ・事業者は移動スーパー等と連携し、通所介護事業所の敷地内で利用者が「買い物」をできる環境を整える。 ・利用者から要望があった場合は、通所介護スタッフが買い物の介助を行う。 ・サービス記録には、保険内外双方のサービス記録を行う。</p>	<p><「介護保険・保険外サービスの柔軟な組み合わせ」により実現するもの[全体像]> ○政府が推進する「働き方改革」と「サービス業生産性向上」政策に資する取り組みとなる。 介護保険・保険外サービスの柔軟な組み合わせにより、利用者満足度向上及び介護サービスにおける「働き方改革」と「生産性向上」を実現することができる。</p> <div data-bbox="1519 380 2487 611"> <p>利用者・ご家族ニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆スタイル^(※) : 言語・調理スキル、実務経験、等 ◆価値観 : 個々の希望に応じた質の高いサービスの提供 ◆制約 : 同居家族の生活、時間の有効活用 ◆充実感 : 顔なじみのスタッフによるケア <p>(※) 利用者の要望に対応するための能力・手法を総称し、「スタイル」とする。</p>  </div> <div data-bbox="1519 659 2487 890"> <p>介護従事者・事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① パーソナルスタッフ制度(仮称)の導入 ② 時間帯指定制度等の導入 ③ 保険内・外サービスの同時一体的提供  <p>・従業員満足度向上 ・従業員定着率向上</p> <p>・効率的なサービス提供 ・労力の削減</p> </div> <p><パーソナルスタッフ制度(仮称)の導入[継続的なチームケア制度の導入]による効果> ①利用者・家族 ・顔なじみのスタッフによるケアを受けることによる安心感。 ・希望に応じた質の高いサービスを受けることができる満足感。 ②従業員 ・スタッフ一人ひとりの能力や経験・資格への評価により収入が増える(処遇改善)。 ・利用者・事業者から評価される満足感。 ③事業者 ・利用者満足度向上によりサービス供給量が増加し、収入増。 ・徴収した料金をスタッフの処遇改善に充てることで、従業員満足・定着率向上を果たし、採用コストの削減につながる。</p> <p><時間帯指定制度等の導入による効果> ①利用者・家族 ・希望に応じた質の高いサービスを受けることができる満足感。 ・同一の事業所で継続したサービスを受けることができる満足感。 ・「時間指定料金」と「閑散時間帯割引」の組み合わせ利用により、大幅な負担増にならず、柔軟なサービス実施時間を確保できる。 ②従業員 ・指定料金を定める時間帯や時期に就業することで、収入が増える(処遇改善)。 ・混雑時間緩和により、サービス提供可能な時間が増える(就業時間が増える)ことで、収入が増える(処遇改善)。 ③事業者 ・ピークの分散化による運営効率向上により、スタッフ給与に反映する原資を創出。処遇改善につながる。 ・当該時間帯・時期の人材確保につながる。 ・混雑時間が緩和されることで、スタッフの有効活用ができ、シフトの効率化・生産性向上につながる。</p> <p><保険内・外サービスの同時一体的提供による効果> ①利用者・家族 ・介護保険内サービスと保険外サービスを同時に受けることで、時間の有効活用が可能となる。 ・家族等のためのサービスも同時に受けることができる。 ②従業員 ・業務効率化により、柔軟なシフト組みが可能となり、働きやすくなる。 ・新たなニーズの発掘により、サービス供給量が増え、収入が増える(処遇改善)。 ③事業者 ・利用者・家族の満足度向上、新たなニーズ発掘により、長期的には収入増。 ・同時一体的にサービスを提供することで、サービス時間の短縮につながり、介護サービスの生産性向上・業務の効率化を図ることができる。</p>

⑦ 「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 (必須)	⑧ 「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨ 「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 (必須)
「介護保険内サービス(介護給付対象)」と「介護保険外サービス(自費)」の同時一体提供・連続提供は規制されているが、規制そのものが不明瞭であり、自治体や事業者の理解が薄いく指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について(平成12年11月16日老振第76号)。	指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について(平成12年11月16日老振第76号)	戦略特区の介護事業者限定(申請にかかる基準あり)で、「保険内サービスと保険外サービスの同時・一体的提供<訪問介護・通所介護・特定施設入居者生活介護>」のパイロット運用を実施し、顧客のニーズ把握及び必要な法改正を検討いただきたい。
保険内サービスの料金については、国が定める公定価格(介護報酬)となっており、居宅サービスのうち医療系サービス等一部の介護サービスを除いて、公定価格を下回る価格を設定することが認められている。そして、現行制度下では、公定価格を上回る価格を設定することはできないとされている<介護保険法第41条及び厚生省老人保健福祉局企画課長通知「指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取り扱いについて」平成12年3月1日老企第39号>。	介護保険法第41条及び厚生省老人保健福祉局企画課長通知「指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取り扱いについて」(平成12年3月1日老企第39号)	
保険外サービスの料金については、介護サービス事業者が自由に設定できることになっているが、保険内サービスと同一内容の保険外サービスを提供する場合、保険内サービスと保険外サービスの料金の間に不合理な差額が生じないようにしなければならない旨が省令で定められている<「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号、第20条第2項)>	「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号、第20条第2項)	
現在認められている混合介護では、保険外サービスは保険内サービスと明確に区分した上で提供することが求められており、訪問介護サービスにおいて、原則として訪問介護員の指名料を利用者から徴収して指名された訪問介護員を派遣することはできないことになっている<第4回産業競争力会議 医療・介護等分科会(平成25年11月12日)厚生労働省提出資料>。		